

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

釧 路 市 長 あて

次の買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、釧路市に保管を依頼します。

なお、引渡しを受ける前に買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、釧路市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

電話 ()

※ 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となりますので、ご了承ください。